

第6期射水市障害福祉計画（素案）に関するパブリック・コメントの実施結果について

1 実施期間

令和2年12月18日（金）から令和3年1月18日（月）まで

2 閲覧を行った書類

第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画（素案）

3 書類の閲覧場所等

(1) 射水市ホームページ

(2) 窓口等での閲覧（6か所）

ア 市社会福祉課

イ 各地区センター

ウ 中央図書館

4 寄せられたご意見等

(1) 意見の提出者数 31名

(2) 意見の件数 37件

5 ご意見の提出方法

窓口直接 34件

郵送 0件

ファックス 2件

電子メール 1件

6 ご意見の概要・ご意見等に対する考え方

別紙のとおり

第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画（素案）に対する
意見等の概要及び考え方

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	第2章 障がい者の状況 2(3)精神障がい者の状況 (PI2)	精神障がい者が年々増加している背景を詳しく知りたい。	近年、手帳の対象疾患であるうつ病の診断が増加傾向にあります。また、手帳の取得により、税金の障がい者控除や、交通機関等の障がい者割引、障がい者雇用枠での就労など受けられる経済的支援やサービスの選択肢が増えることも手帳取得者増加の背景にあると考えています。	無
2	第2章 障がい者の状況 3(1)障がい者福祉に関するアンケート調査結果 (PI4)	調査に対する回答数が少ないため、当事者が集まり話せる懇談会のような場で質的調査を行うことも必要だと考えられる。	毎年、市内の障がい者団体で組織する心身障害者連合会と懇談する機会を設け、課題や要望について意見交換を行っていますが、次回計画策定時にはアンケート調査の実施方法について検討してまいります。	無
3	第2章 障がい者の状況 3(1)障がい者福祉に関するアンケート調査結果 (PI4)	福祉計画作成時のアンケートには、ふりがなを付ける等の誰もが分かりやすい配慮が必要ではないか。 また、アンケートから出た声の具体的解決法を書くべきでないか。	アンケートは、すべての漢字にふりがなを付けた調査票を用いて実施しました。 また、アンケート調査結果から把握した福祉ニーズについて、第3章において計画の基本的な考え方やサービス見込量及び確保の方策を記載しています。	無
4	第2章 障がい者の状況 3(1)障がい者福祉に関するアンケート調査結果 日常生活や就労について (PI6)	問5 収入を得たい、仕事をしたい人が多いのは、働く場が少ないからか。	障がい者が求める就労条件と企業の雇用条件とのマッチングが調わず、就職に結びつかない方がいるためではないかと考えています。また、作業所等福祉施設から一般就労に移行するための訓練や、就労定着の支援が難しいことも影響していると考えています。 今後は、計画に掲げた農福連携、商福連携を推進し、就労の場の創出に取り組めます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
5	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 日常生活や就労について (P16)	問5 回答では、「仕事はしたくない」、「できない」を一緒にしているが、意味合いが違っているので分けた方がいいと思う。	「したくない」と「できない」の意味合いは異なりますが、この設問は「仕事をしたい」方の割合の把握が目的であるため、選択肢としては1つにまとめました。	無
6	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 日常生活や就労について (P17)	問7 就労支援事業所内にもバリアフリー対応の義務化を導入してほしい。もしくはそのような実態の情報公開を積極的にするよう呼びかけてほしい。	指定就労支援事業所の設備に関する基準では、洗面所、便所等は利用者の特性に応じたものであることとされており、一定の配慮がされていると考えておりますが、より円滑に利用できる環境となるように必要な情報提供について働きかけてまいります。	無
7	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 介助者の状況について (P18)	問10 介助者がいなくなった場合に頼ってもよい機関が知られていないように思う。相談機関や生活する方法の種類を分かりやすく提示することにより、生活していく選択肢が増えると考ええる。	本市では障がい者やその家族が、身近な場所で気軽に相談できる機関として、4か所の障がい者地域活動支援センターを位置付けています。 相談機関やサービス内容については、障がい者サービスガイドブックや広報、HP等を通じて、引き続き周知に努めてまいります。	無
8	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 差別解消について (P23)	問29 (内部障害の場合、身障者スペースに駐車すると文句を言われる。) 身体障がい者が利用する駐車スペースの説明について記載してほしい。	県で、ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)制度を実施しており、協力駐車区画であることを看板等で表示することになっています。 本計画では、用語説明の「障がい者マーク」の項目で説明しています。引き続き、制度の周知に努めてまいります。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
9	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 差別解消について (P23)	問29 (タクシーで障がい割引を願ったが、割引されなかった。 タクシー料金について、支援金等を考えてみたらどうか。	本市では、重度障がい者に対する福祉タクシー利用券交付事業や通院に係る移送サービス事業等により、社会参加の促進や移動支援を実施しています。	無
10	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 差別解消について (P23)	問29 (公共交通機関を利用しにくい。車いすに対して手助けをしようとする乗客がほとんどいない。バリアフリー化が全く進んでいない。 公共交通機関、歩道、駅等を障がい者が利用しやすいようにバリアフリー化を進めることを計画に記載したほうがよい。 (類似意見14件)	バリアフリー化の推進については、障がい者施策に係る総合的な計画である「第2次射水市障がい者基本計画」で、施策方針及び主要施策を示しています。 また、「射水市バリアフリーマスタープラン」に掲げた移動等円滑化の促進に向けた取組を実施してまいります。	無
11	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 差別解消について (P23)	問31 障害者差別法を理解していない人の割合が多いので、もっと認知されるようにすべき。 (類似意見1件)	障害特性や合理的配慮についての理解を深めるため、差別解消に向けた普及啓発の取組を推進してまいります。 (P31 ⑨)	無
12	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 災害時の避難等について (P24)	問37 障がい者は災害時に避難するのに不安が多いから不安を少なくすることをしたらいいと思う。 (類似意見1件)	「第2次射水市障がい者基本計画」で、防災・防犯対策の施策方針及び主要施策を示しています。また、災害時の支援体制については、「射水市地域防災計画」に基づき、障がい者等要支援者に対する防災知識の普及や災害時の情報提供・避難誘導體制等の充実を図ることとしています。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
13	第2章 障がい者の状況 3(1) 障がい者福祉に関するアンケート調査結果 災害時の避難等について (P24)	問38、問39 射水市避難行動支援者台帳の登録と、今後「登録したいか」の問いで「わからない」が半数。制度の周知が必要ではないか。	地域での暮らしを継続するためには、災害時の支援や平常時の見守り等地域で支え合える体制づくりが重要です。災害時に情報の入手や自ら避難することが困難な方の安全を確保するため、避難行動要支援者支援制度の周知を図ってまいります。	無
14	第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 (P28)	令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)が施行されたことを踏まえ、市の対応について計画に記載すべきである。	ご意見を踏まえ、基本理念の中に、「情報提供体制の充実等により、社会参加の機会を確保」を追加します。また、「情報提供体制の充実」の用語説明として、読書バリアフリー法等の概要を記載します。	有
15	第3章 計画の基本的な考え方 2(1)④ 福祉施設から一般就労への移行等 (P29)	民間企業とのコラボで就業支援を行う。また、簡単作業や清掃とかではなく、ブランド化できるものがあるといい。	就労については、農福連携や商福連携を推進するため、農業、商業、福祉の関係機関同士の認識、理解を深めるための啓発に取り組むこととしています。	無
16	第3章 計画の基本的な考え方 2(1)⑧ ひきこもり施策の推進 (P31)	どのように相談窓口や支援場所の周知を図るのか分からない。ひきこもりや不登校児の支援に携わる人材はどのように養成するのか。	広報やHP、ケーブルテレビを通じた情報発信、関係機関へのチラシ配付、民生委員や障がい者相談員等への事業紹介を行うことにより、ふくし総合相談センターすてっぷの周知を図っていきます。 人材については、ひきこもりサポーター養成研修を開催し、ひきこもりの正しい理解の普及や支援に携わるサポーターを養成しています。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
17	第3章 計画の基本的な考え方 2(2) ②日中活動系サービス (P34)	<p>介助をしている方の負担を減らす方法について、日中サービス系の利用目標を高く設定しているようだが、それで介助者の精神面が十分に負担軽減されているか。</p> <p>介助者の助けを求める先や、気軽な相談先があると、良いのではないか。私の住む市には、介護経験者が、今その状況にある人の話をきいてくれるボランティア団体がある。</p>	<p>サービスを利用する場合には、相談支援事業所の相談支援専門員が利用者及びご家族等の意向を十分に把握するとともに介助者の負担軽減を考慮した上で、利用計画を立てています。</p> <p>また、身近な場所で気軽に相談できる機関として、4か所の障がい者地域活動支援センターを位置付けています。</p> <p>なお、計画では相談支援体制の充実・強化等を目標に掲げ、必要な施策を推進することとしています。(P30 ⑥)</p>	無
18	第3章 計画の基本的な考え方 3(1) ①理解促進研修・啓発事業 (P41)	<p>店や電車、バスなどで障がい者の方に対する配慮がたりないと感じるので、地域や企業などで指導や対策をしてほしい。</p> <p>(類似意見1件)</p>	<p>障がい者や障害特性に関する正しい理解を深めるため、理解促進研修・啓発事業を引き続き実施してまいります。</p>	無
19	第3章 計画の基本的な考え方 3(1) ①理解促進研修・啓発事業 (P41)	<p>理解促進研修・啓発事業は、第5期計画は実績数値を鑑みると数値化することによってイベントの種類及び啓発活動の内容を推定される。数値化を推進することが重要である。</p>	<p>数値ではなく内容を重視し、事業の取組内容を具体的に記載しています。</p> <p>記載は、県への報告様式に準じています。</p>	無
20	第3章 計画の基本的な考え方 3(1) ⑦日常生活用具給付等事業 (P44)	<p>介護・訓練支援用具の実績が計画に近い数値で推移していると評価しているが、実際は計画より多い。市民からの要望の増加に反して計画を縮小しているのではないか。</p>	<p>第5期計画の実績は、ご意見のとおり、「計画を上回って推移している」に修正します。</p> <p>第6期の計画見込量は、国の示す方法に基づき推計しております。</p>	有